

令和8年7月

組合員・利用者 各位

甲賀農業協同組合

高額な現金出金・振込時の警察への通報について

最近、様々な金融犯罪が発生し、その手法や手口も巧妙かつ高度になっております。

組合員・利用者の皆さまが金融犯罪の被害に遭われることのないよう、当組合においては、滋賀県警察本部からの指導により、お客様から一定基準に該当する高額な現金出金や振込のお申し出を受けた場合等は、職員からお声がけをさせていただくほか、警察への通報を行うことが求められています。

組合員・利用者の皆さまの大切な資産を金融犯罪からお守りするための取組みですので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以 上